

小型いか釣り漁業（県外船）許認可方針（但馬海区）

令和3年1月21日制定

令和8年1月30日最終改正

本県但馬海区における小型いか釣り漁業のうち、本県以外の都道府県知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 小型いか釣り漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数）

第2 船舶の総トン数は、別表1の左欄に掲げる区分ごとに各欄に掲げる範囲内とする。

第3 船舶等の数又は漁業者の数は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

（推進機関の馬力数）

第4 定めなしとする。

（操業区域）

第5 別表1の左欄に掲げる区分ごとに各欄に掲げる範囲内とする。

（漁業時期）

第6 別表1の左欄に掲げる区分ごとに各欄に掲げる範囲内とする。

（漁業を営む者の資格）

第7 漁業を営む者の資格は別表1の左欄に掲げる地区ごとに、各欄のとおりとする。

第2章 許可等の条件

（許可に付する条件）

第8 次表の左欄に掲げる区分において、使用漁具、漁法等につきそれぞれ右欄に掲げる条件を付する。

区分	条件
別表 1 に掲げる区分 1	<p>(1) 船体両側の見やすい位置に別紙様式第 1 号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別紙様式第 2 号の標旗を掲げなければならない。</p> <p>(2) 集魚に使用する光力の制限は別表 2 のとおりとする。</p> <p>(3) 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 23 条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケット数にかかわらず 18 灯を超えて取り付けてはならない。</p>
別表 1 に掲げる区分 2	<p>(1) 船体両側の見やすい位置に別紙様式第 1 号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別紙様式第 2 号の標旗を掲げなければならない。</p> <p>(2) 北緯 36 度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 23 条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯数の最高限度は、3 キロワット以内の電球 18 個までとし、電球の数は、ソケット数にかかわらず 18 灯を超えて取り付けてはならない。</p> <p>(3) 次に掲げる港以外の港で漁獲物を陸揚げしてはならない。但し、暴風雨、船体の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。 （ ）港（ ）港</p>
別表 1 に掲げる区分 3	<p>(1) 船体両側の見やすい位置に別紙様式第 1 号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別紙様式第 2 号の標旗を掲げなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げる港以外の港で漁獲物を陸揚げしてはならない。但し、暴風雨、船体の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。 （ ）港（ ）港</p>

第 3 章 優先順位等

（許認可の優先順位）

第 9 当該漁業の許認可の優先順位は、第 7 の規定による資格を有する者のうち、次の順序による。

- (1) 優先順位 1 位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であって、許可の有効期限の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従来の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。
- (2) 優先順位 2 位 国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。

- (3) 優先順位 3 位 当該漁業の従事者で、当該漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (4) 優先順位 4 位 当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (5) 優先順位 5 位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうとする個人。
- (6) 優先順位 6 位 前各号以外の者
 - 2 前項各号において同順位である者相互間の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。
 - 3 前項においても許認可をする者を定めることができない場合は、漁業調整規則第 11 条第 6 項に基づきくじを行い、許認可をする者を定める。

(許可の有効期間)

第 10 許可の有効期間は 1 年とする。

(教示事項)

第 11 次のとおり教示事項を付する。

教示事項
(1) 地域で決定された自主規制措置を遵守しなければならない。 (2) 共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。 (3) この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

附則 1 この方針は、令和 3 年 1 月 21 日から適用する。

附則 2 令和 8 年 1 月 30 日 一部改正 (別表 2 集魚に使用する光力の制限の変更)

別表 1

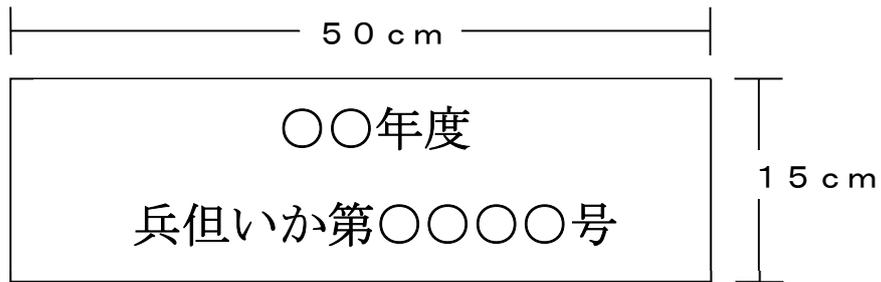
区分	操業区域	漁業時期	総トン数	漁業を営む者の資格	
1	鳥取県 島根県 京都府 10トン未満船	兵庫県日本海海面	5月1日から4月30日まで	5トン以上 10トン未満	鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者
2	鳥取県 島根県 京都府 10トン以上船	北緯36度線以北の兵庫県日本海海面	5月1日から2月末日まで	10トン以上 30トン未満	鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者 (陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港、浜坂港)
3	上記以外	漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域以遠の兵庫県日本海海面	5月1日から2月末日まで	5トン以上 30トン未満	兵庫県、鳥取県、島根県又は京都府以外の都道府県知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者 (陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港、浜坂港)

別表 2

(集魚に使用する光力の制限)

適用する海域	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる 集魚灯数の最高限度
猫崎正北（東経 134 度 45.86 分の線）以西の 兵庫県日本海海面	鋸崎正北（東経 134 度 31.04 分の線）、水深 100 メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸 3,500 メートルの点とを結んだ線以浅	3 キロワット以内の電球 9 個 但し 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間は 6 個
	鋸崎正北から猫崎正北に至る水深 100 メートルの線以浅	3 キロワット以内の電球 6 個
	鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸 3,500 メートルの点と、鋸崎正北、水深 100 メートルの点とを結んだ線及び鋸崎正北から猫崎正北に至る水深 100 メートルの線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 23 条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3 キロワット以内の電球 18 個
猫崎正北以東の兵庫県日本海海面	水深 100 メートルの線まで	3 キロワット以内の電球 6 個
	水深 100 メートルの線から水深 200 メートルの線まで	3 キロワット以内の電球 15 個
	水深 200 メートルの線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 23 条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3 キロワット以内の電球 18 個

(様式第1号)



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

(様式第2号)

